

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東近江市職員定数条例の一部改正)

第1条 東近江市職員定数条例（平成17年東近江市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項の規定により」を「第22条の2第1項に規定する職員として任用される者、同法第22条の3第4項の規定により臨時の職に関するときに」に改める。

(東近江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年東近江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(東近江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 東近江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年東近江市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第

2項中「定める。ただし、同条第1号に該当する場合における休職の期間について特に必要があるときは、3年を超えてこれを更新することができる。」とあるのは「定める。」とする。

(東近江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 東近江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年東近江市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東近江市条例第 号）第16条に規定する報酬（地域手当に相当する額を除く。））」を加える。

(東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年東近江市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。

(東近江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 東近江市職員の育児休業等に関する条例（平成17年東近江市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当

該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に次の3条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年東近江市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であ

る女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）以外の非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。）の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの

にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第2号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生ずる」を「生じることとなった」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生ずる」を「生じることとなった」に改める。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第12条中「東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年東近江市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第21条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第22条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年東近江市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中「臨時又は非常勤嘱託等の職にあるもの」を「特別職の職員」に改める。

（東近江市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第4項」を「附則第5項」に、「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号」を「同法第3条第4号」に改める。

第23条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第23条 この条例の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）として任用される職員の給与については、他の常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

第24条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、他の常勤の技能労務職員との権衡を考慮して別に定める。

(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労働職員
給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、
夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労働職員
給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、
夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

(東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年東近江市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(東近江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 東近江市職員の退職手当に関する条例（平成17年東近江市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則に次の2項を加える。

- 12 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。
この場合において、その者に対する退職手当の額は、第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 13 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

(東近江市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 東近江市職員等の旅費に関する条例（平成17年東近江市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第22条の3第4項」に改める。

(東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東近江市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年東近江市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第4条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東近江市条例第 号）の規定の例による。

(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行いたく、本議案を提案するものである。